## 国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則		
平成 16 年 4 月 7 日		
16 経教 細則第 5 号		
第1条~第2条 省略	第1条~第2条 省略(現行どおり)	
(組織)	(組織)	
第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。	第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。	
一 広報・国際担当副学長	一 広報・国際担当副学長	
二 教育研究評議会から選出された教育研究評議員を兼ねる副部局長 2人	二 教育研究評議会から選出された教育研究評議員を兼ねる副部局長 2人	
三 <u>共生科学技術研究院</u> から選出された教員 <u>2人</u>	三 農学研究院及び工学研究院から選出された教員 各1人	
四 工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人	四 工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人	
五 連合農学研究科から選出された本学の教員 1人	五 連合農学研究科から選出された本学の教員 1人	
六 国際センター長及び国際センターから選出された教員 1人	六 国際センター長及び国際センターから選出された教員 1人	
七 総括チームリーダー (総務担当) 及び総括チームリーダー (学生担当)	七 総括チームリーダー (総務担当) 及び総括チームリーダー (学生担当)	
八 その他次条に規定する委員長が必要と認めた者	八 その他次条に規定する委員長が必要と認めた者	
2 省略	2 省略(現行どおり)	
第4条~第12条 省略	第4条~第12条 省略 (現行どおり)	
附則省略	附 則 省略(現行どおり)	
別表 省略	別表 省略(現行どおり)	

附 則(22細則第3号)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。